

国内旅行傷害保険のおすすめ

旅行はみなさまの生活を豊かにしてくれますが、“旅行でケガをした”などということがおこらないとも限りません。そのような“万が一のケガ”にそなえて、“旅行のお守り”として国内旅行傷害保険をおすすめいたします。是非とも、ご加入いただきますようお願い致します。

- この保険にお申込みいただける方、被保険者になれる方は
 未来B計画株式会社が販売・募集する国内旅行に参加する方に限ります（ただし、希望しない方は除きます。）。

補償の対象

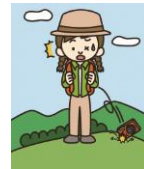
この保険は、ご自宅を出発してからご自宅へ到着されるまでの以下のようなケガ等が補償の対象となります。



◆散策中に転倒してケガをした



◆沖合でボートが故障。捜索費用が発生。



◆旅行先で過ってカメラを壊した



◆ホテルの備品を過って壊した

ご加入プランと保険料

(保険料は1人あたり)

■電車・バス利用者向け

旅行日数		日帰り	1泊2日	3泊4日まで	6泊7日まで	13泊14日まで
保 險 金 額	死亡・後遺障害	770万円	1,940万円	1,770万円	1,105万円	2,160万円
	入院日額	3,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	手術	入院中に手術を受けた場合は入院保険金日額の10倍、 それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。				
	通院日額	1,700円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	携行品損害(自己負担3,000円)	10万円	30万円	20万円	15万円	30万円
	救護者費用	100万円	100万円	100万円	100万円	150万円
保 険 料		500円	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円

■航空機利用者向け

旅行日数		日帰り	1泊2日	3泊4日まで	6泊7日まで	13泊14日まで
保 険 金 額	死亡・後遺障害	770万円	1,940万円	1,770万円	1,105万円	2,160万円
	入院日額	3,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	手術	入院中に手術を受けた場合は入院保険金日額の10倍、 それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。				
	通院日額	1,700円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	携行品損害(自己負担3,000円)	10万円	30万円	20万円	15万円	30万円
	救援者費用	100万円	100万円	100万円	100万円	150万円
	受託手荷物遅延費用	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
	出航遅延、欠航、搭乗不能費用	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
保 険 料		600円	1,100円	1,100円	1,100円	2,100円

保険料のお支払い方法

旅行をお申込みの際にご案内する申込案内書の国内旅行傷害保険に「加入します」をご選択の上、保険料を旅行代金と一緒にお支払いください。
 なお、国内旅行傷害保険のご加入を希望されない方は、国内旅行傷害保険に「加入しません」をご選択の上、旅行代金のみをお支払いください。

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、P9～11の「※印の用語のご説明」をご参照ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険 金	死亡保険金	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 <small>(注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。</small>	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ
	後遺障害保険金	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 <small>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</small>	● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
	入院保険金	[入院保険金日額]×[入院※した日数]をお支払いします。 <small>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。</small>	● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの (次頁に続きます)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険 金	手術保険金	<p>次の算式によって算出した額をお支払いします。</p> <p>① 入院*中に受けた手術*の場合… [入院保険金日額] × 10</p> <p>② ①以外の手術の場合… [入院保険金日額] × 5</p> <p>(注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>	<p>(前頁の続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん) *によって生じた肺炎 ●P9の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p>など</p>
	通院保険金	<p>国内旅行行程*中の事故によるケガ*のため、通院*された場合</p> <p>(注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭 (じん) 帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。</p>	<p>[通院保険金日額] × [通院*した日数]をお支払いします。</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>

コメント [三井住友海上1]:

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険金 ★賠償責任危険補償特約 (国内旅行特約用)	国内旅行行程 [*] 中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、被保険者（被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。）が法律上の損害賠償責任を負われた場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 （*）引受保険会社の書面による同意が必要となります。 （注1）法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任。ただし、その物が宿泊施設の客室 ^(*) であった場合は、お支払いの対象となります。 ●被保険者と同居する親族 [*] および旅行行程 [*] を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●自動車等 [*] の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など （*）「客室」には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 (国内旅行特約用)</p>	<p>国内旅行行程[*]中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品^(*)に損害が生じた場合</p> <p>(*)「携行品」とは、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p>	<p>被害物の損害額（被害物の修理費または時価額[*]のいずれか低い方が限度となります。）から免責金額[*]（1回の事故につき3,000円）を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>(注1) 損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 損害による価値の下落（格落損）は損害額には含めません。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●携行品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●携行品の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害（テロ行為による損害は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P9の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>救援者費用等保険金 ★救援者費用等補償特約 (国内旅行特約用)</p>	<p>救援対象者*が次の①～④のいずれかに該当したことににより、被保険者(*1)が費用を負担された場合</p> <p>① 国内旅行行程*中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合</p> <p>② 国内旅行行程中に救援対象者が山岳登山(*2)中に遭難された場合(運動危険等補償特約をセットし、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただいた場合は補償の対象となります。)</p> <p>③ 国内旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>④ 国内旅行行程中に被ったケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院*された場合</p> <p>(*1)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族*をいいます。</p> <p>(*2) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいいます。</p>	<p>被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>ア. 遭難した救援対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用(*1)</p> <p>イ. 救援者*の現地*までの1往復分の交通費(救援者2名分まで)(*2)</p> <p>ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)(*2)</p> <p>エ. 死亡されたまたは治療*を継続中の救援対象者を現地から移送する費用</p> <p>オ. 諸雑費(救援者または救援対象者が現地において支出した交通費・通信費等をいい、3万円が限度となります。)</p> <p>(*1) 山岳登山*中の遭難に伴う捜索、救出または移送に要した費用については、別途「遭難捜索費用補償特約」をセットした場合にお支払いの対象となります。</p> <p>(*2) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の③の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救援活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>● 保険契約者、救援対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用</p> <p>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用</p> <p>● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用</p> <p>● 脳疾患、病気または心神喪失による費用</p> <p>● 妊娠、出産、早産または流産による費用</p> <p>● 外科的手術その他の医療処置による費用(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。)</p> <p>● 戦争、その他の変乱*、暴動による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用</p> <p>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用</p> <p>● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの</p> <p>● 入浴中の溺水* (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎</p> <p>● 乗用具*を用いて競技等*をしている間の事故による費用</p> <p>● P9の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用</p> <p style="text-align: right;">など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託手荷物遅延費用 保険金 ★航空便遅延費用補償特約（国内旅行特約用）	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、受託手荷物 ^(*) が予定していた目的地に運搬されなかった場合 (*) 「受託手荷物」とは、被保険者が国内旅行行程 [*] 中に携行する身の回り品で、かつ、航空便への搭乗時にその航空会社が運搬を受託した手荷物をいいます。	目的地において被保険者が負担された次のアまたはイを購入またはレンタルする費用をお支払いします。 ア. 衣類（下着、寝間着等） イ. 生活必需品（洗面道具、剃刀、くし等） （注1）受託手荷物の中に含まれていたものを購入・レンタルされた場合に限りです。 （注2）保険金のお支払額は、1回の受託手荷物の遅延について、受託手荷物遅延費用保険金額が限度となります。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、これらの方の法定代理人または保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動（テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等 など
出航遅延費用等保険金 ★航空便遅延費用補償特約（国内旅行特約用）	被保険者が搭乗する予定だった航空便に、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、欠航、運休または搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能（ダブルブッキング等）が生じ、出航予定時刻から4時間以内に代替の航空便を利用できなかった場合	代替となる航空便が利用可能になるまでの間に、出航地において被保険者が負担された食事代金をお支払いします。 （注1）保険金のお支払額は、1回の出航遅延、欠航、運休または搭乗不能について、出航遅延、欠航、搭乗不能費用保険金額が限度となります。 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	

●この保険には、「国内旅行傷害保険特約」がセットされるため、前記表の各保険金欄には同特約をセットした後の補償内容を掲載しています。

●国内旅行傷害保険の保険期間は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程^{*}を開始する前および旅行行程を終了した後に生じた事故はお支払いの対象となりません。

●乗客として搭乗する予定の航空機等が遅延または欠航等の場合など、責任期間が自動的に延長される場合があります。

●【保険責任の範囲に関するご注意】

次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガ^{*}に対しても保険金をお支払いします。

ア. 旅行行程^{*}中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶^(*)が通常の航路により日本国外を通過する場合

イ. その航空機または船舶が第三者による不法な支配を受けて日本国外に出た場合

(*) 日本国内から出発して日本国内に帰着する場合をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

●すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱^{*}、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる主な「携行品」	
補償対象外となる運動等 山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗	その他これらに類する危険な運動
(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3) 職務として操縦する場合を除きます。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。	
補償対象外となる主な「携行品」 株券、有価証券、印紙、切手、預金証書・貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、帳簿、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・自動車等 [※] およびこれらの付属品、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物	など

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者^(※)が医師の場合は、被保険者^(※)以外の医師をいいます。
 (※) 救済者費用等補償特約（国内旅行特約用）の場合は救済対象者[※]とします。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「救済者」とは、救済対象者[※]の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地[※]へ赴く救済対象者の親族[※]（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。
- 「救済対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(※)を含みます。
 (※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギブス等[※]の固定具を装着した場合に限りです。

- ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「現地」とは、事故発生地または救援対象者[※]の収容地をいいます。
- 「後遺障害」とは、治療[※]の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[※]のないものを除きます。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額^(*)から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
 - (*)「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療[※]に該当する診療行為^(※2)
 - (※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (※2) ②の診療行為は、治療[※]を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者[※]および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術[※]を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「治療」とは、医師[※]が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療[※]を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「入院」とは、自宅等での治療[※]が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師[※]の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「旅行行程」とは、保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 - (*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等[※]を運転することをいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

このパンフレットは国内旅行傷害保険の概要をご説明したものです。詳細は国内旅行傷害保険普通保険約款・特約をご覧ください。

また、ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<http://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（国内旅行傷害保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が国内旅行中に事故によりケガをされた場合(*)に保険金をお支払いします。

(*) 国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ申込案内書の保険期間欄に記載された保険期間中のケガを補償します。

(注) 次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガに対しても保険金をお支払いします。

- 旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(日本を出発して日本に帰着する予定の航空機または船舶をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。)が通常の航路により日本国外を通過する場合
- その航空機または船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰することのできない事由により日本国外に出た場合

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP3～8のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットP3～8をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットP3～8をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP3～8をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1か月以内で旅行期間に合わせて設定してください。この保険は、国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居にお帰りになるまでを補償するものです。保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了しますのでご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、申込案内書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットP1～2の保険金額欄および申込案内書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、申込案内書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットP2をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。注意喚起情報のご説明の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

未来B計画株式会社 TEL 03-5937-6812

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）

受付時間：平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00（年末・年始は休業させていただきます。）

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ﾈﾀﾞｲﾔﾙ(有料)] 受付時間：平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

注意喚起情報のご説明（国内旅行傷害保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）について

この保険は未来B計画株式会社が保険契約者となる団体（包括）契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—申込案内書の記入上の注意事項）

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります）。

申込案内書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、申込案内書の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

●他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、申込案内書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入ください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。

(*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■特約の補償重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象の事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
国内旅行傷害保険	自動車保険
賠償責任危険補償特約（国内旅行特約用）	日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。

ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前または旅行行程を終

了した後に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。保険料は、パンフレットP2記載の方法により払込みください。パンフレットP2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP3～8をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレットP2記載の方法により払込みください。パンフレットP2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ・脱退（解約）の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ・解約返れい金を返還させていただく場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が減額されたりすることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットP11をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは	
【取扱代理店】 未来B計画株式会社 TEL 03-5937-6812	
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは	
「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）	
受付時間：平	日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00（年末・年始は休業させていただきます。）	
万一、事故が起こった場合は	
取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。	
24時間365日事故受付サービス	
「三井住友海上事故受付センター」	
0120-258-189（無料）	
事故はいち早く	
指定紛争解決機関	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター	
0570-022-808 [サビダ'イナル (有料)] 受付時間：平日 9:15～17:00	
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)	

その他のご説明（国内旅行傷害保険）

- ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入下さるようお願いいたします。
- この書面は国内旅行傷害保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご加入内容確認事項（意向確認事項）

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- (1) **保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。** 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

- (2) **申込案内書への入力漏れ・誤りがなにかご確認ください。**

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認いただき、申込案内書に正しくご入力いただきますようお願い申し上げます。記載・記入へ漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまをご確認ください。

- ・申込案内書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ・申込案内書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*申込案内書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

2. ご加入時にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと～

- (1) この保険は、未来B計画株式会社が保険契約者となる、団体（包括）契約です。
- (2) この保険は特約期間（2017年4月1日0時から2018年3月31日24時）中に旅行行程を開始または旅行期間を延長した下記の旅行者を被保険者とします。
未来B計画株式会社が販売、募集する国内企画・手配旅行の参加者。ただし、希望しない方を除くことができます。
- (3) <契約内容登録制度について>
お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- (4) 賠償責任危険補償特約等をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、ど

ちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

- (5) 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、賠償責任危険補償特約（国内旅行特約用）の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任危険補償特（国内旅行特約用）で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

3. ご加入後にご注意いただきたいこと

- ご加入いただいた後にお届けする被保険者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。
また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

4. 事故発生時の注意事項

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡等>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）
（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

下記書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。

事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、下記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社が保険金支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類
- ・被保険者またはその代理人（親権者、代理請求人、相続人等）の保険金請求であることを確認するための書類
- ・診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類
- ・公の機関（やむを得ない場合には第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本
- ・後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類
- ・損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認する書類
 - ①他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ②他人の財物破損（破損財物の使用不能による間接損害を含む）の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類
- ・その他必要に応じて引受保険会社が求める書類
 - ①他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類
 - ②保険の対象の価額を確認する書類

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」

- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「前記①以外の配偶者^(※)」または「前記②以外の3親等内の親族」
(※)法律上の配偶者に限ります。

〈取扱代理店〉

未来B計画株式会社

所在地：〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-6 クリーン西新宿ビル2階
TEL：03-5937-6812

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第二部第三課

所在地：〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL：03-3259-6653

A16-103915 使用期限：平成30年3月31日